

令和5年

第4回市議会定例会 議案第12号

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例（平成26年函館市条例第51号）の一部を次のよう
に改正する。

第35条第3項中「同条第1号または第2号」を「同号または同条第
2号」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の後ろに「「特定教育・保育施
設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」
とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に
限る。以下この項において同じ。）」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い規定を整備するため